

5 共通事項

(1) 経営基盤の強化

改革事項	組織・定数の見直し	行動目標	事業部門と管理部門の連携強化や事務の効率化の観点から本局の組織体制を見直すとともに、各事業の経営状況や今後の動向を踏まえた組織・定数の管理を徹底する。	15	16	17	18	
<p>(行動計画)</p> <p>1 本局組織については、組織のフラット化や重複事務等の一元化を実施するとともに、経営政策事務の総合調整機能の整備を進める。</p> <p>2 電気事業及び工業用水道事業については「組織のスリム化」、水道事業については「職員の再配置」、地域整備事業については「工業団地造成事業からの撤退」を前提とした組織・定数管理を行う。</p> <p>以上1、2を行うことにより、職員定数を平成10年度から19年度までに概ね10%削減する。 (518人→466人)</p>	<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設部の廃止(13年度末)、旧建設部関係の組織改正に伴う定数減(20人) 旧建設部の総務・人事事務を総務課に兼中化 地域整備事業の執行体制) 分譲推進課と土地造成課、地域整備事務所の再編・統合を検討 <p>15</p> <ul style="list-style-type: none"> 本局の組織・定数の見直し(組織のフラット化等)を順次実施 分譲推進課と土地造成課、地域整備事務所の再編・統合を実施 <p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈発電総合事務所〉 ・保全業務委託化等の拡充(再掲) 〈柿木浄水場〉 ・運転管理業務委託一括化の実施(再掲) 浄水場から水質管理センターへの職員再配置 <p>17</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理室の新たな運転、操作体制の実施(再掲) 〈吉見浄水場開場〉 ・民間委託の実施 ・運転管理業務全面委託(技術関係及び水質関係の一部)(再掲) 水道事務所(仮称)設置(職員の再配置)(再掲) <p>18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設民営化を実施(再掲) 	<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質管理体制の見直し 浄水場から水質管理センターへの職員の再配置(5人) 	<p>15</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈柿木浄水場〉 ・運転管理業務委託一括化の実施(再掲) 浄水場から水質管理センターへの職員の再配置 	<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈発電総合事務所〉 ・保全業務委託化等の拡充(再掲) 	<p>17</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理室の新たな運転、操作体制の実施(再掲) 〈吉見浄水場開場〉 ・民間委託の実施 ・運転管理業務全面委託(技術関係及び水質関係の一部)(再掲) 水道事務所(仮称)設置(職員の再配置)(再掲) 	<p>18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設民営化を実施(再掲) 	<p>改革指標・目標数値</p> <p>定数の削減 H10～19 概ね10%</p>	<p>改革効果(見込み)</p> <p>人件費 H13比 △288百万円</p>

改革事項	給与の適正化				行動目標	企業局を取り巻く厳しい社会経済情勢を踏まえ、同一類似の公務員の給与等を参考に給与の適正化を進める。
(行動計画) 特殊勤務手当の支給対象や支給率の見直しを進める。 [平成15年4月1日現在の支給対象及び支給率 (給水業務手当、建設業務手当、発電業務手当) ・出先機関の技術系職員(主幹級) 給料月額額の5% ・ " " " (主査・一般) 給料月額額の10% ・ " " 自動車運転職員 給料月額額の2%]	14 ・企業業務手当の廃止(13年度末見直しに伴う経過措置の終了) ・特殊勤務手当の見直しの検討	15 ・給水業務手当等の特殊勤務手当の見直し(14年度末見直しに伴う経過措置の終了)			17	18
改革指標・目標数値 特殊勤務手当の見直し H116から実施	改革効果(見込み) 給与の適正化					
改革事項	職員の意識改革					
(行動計画) 1 本局と出先機関、管理部門と事業部門、事務吏員と技術吏員、各事業部門間の相互理解や情報の共有化を推進する。 2 経営感覚やコスト意識の醸成を図る研修を実施する。 3 評価基準の客観化、透明化を図り、能力、意欲、実績のより的確な把握と公正な評価を実施するため、新たな人事評価制度を導入する。	14 ・部局専門研修の内容を企業局の職員同士が情報・意見交換をする機会の充実を図る。 ・新たな人事評価制度の実施 ・人事評価の人事・給与への反映を関係機関と協議の上実施	15 前例踏襲やセクシヨナリズムの意識を廃し、経営感覚やコスト意識、説明責任の意識を徹底する。			17	18
改革指標・目標数値 意識改革の観点からの研修内容の充実 ・アンケート結果 研修効果を認めた職員の割合80%	改革効果(見込み) 職員意識の向上					

改革事項	財務運営の見直し	行動目標	資金収支計画をより一層重視した事業経営を行うとともに、企業債残高の縮減に努めるなど経営基盤の強化を図る。
(行動計画) 1 費用対効果を十分検討するとともに、資金収支計画を重視した事業計画の策定を行う。また、事業の進行管理等を徹底して行う。 2 使用可能な資金の有効活用を図ることによって、企業債残高の縮減に努める。 3 わかりやすく財務状況を公表するための方法を検討する。(キャッシュフロー計算書の作成・決算概況の記者発表)	14 ☆内部留保資金の有効活用及び資金収支計画の検討を行い、結果を翌年度予算案に反映 ☆キャッシュフロー計算書の作成及び公表、決算概況の記者発表	15 16 17 18	
改革指標・目標数値 企業債残高縮減 H14～18 100億円	改革効果(見込み) H14～18 支払利息 △600百万円		

改革事項	資産の有効活用				公舎跡地の処分及び6公舎等のうち、3公舎の廃止・処分を進める。			
(行動計画) 「企業局公舎等の改革プラン」に基づき、公舎跡地の処分及び各公舎の状況に応じた廃止・処分を進める。	行動目標		14	15	16	17	18	
	改革指標・目標数値 公舎用地等売却 売却益 556百万円	改革効果(見込み)	14 <藤田公舎跡地(春日町)> ・測量調査 ・境界確定 <草加公舎跡地(草加市)> ・売却処分 <秩父公舎(秩父市)> ・入居者の移転等時期調整 ・公舎廃止後の処分方法の検討 <西城公舎(さいたま市)> ・入居者の移転等時期調整 <岩槻公舎(岩槻市)> ・入居者の意向調査	15 ・売却処分 ・全戸退去後公舎廃止 (方針決定) → (建物付き処分・取壊し後売却処分)	16 ・全戸退去後公舎廃止 ・取壊し後売却処分	17 ・全戸退去後公舎廃止 ・取壊し後売却処分	18 ・全戸退去後公舎廃止 ・取壊し後売却処分	

(3) 環境面への積極的な取組

改革事項	環境会計の導入	行動目標	環境に配慮した経営を実現するため、環境会計を導入する。
<p>(行動計画)</p> <p>環境に配慮した経営を効率的に実現するため、環境保全活動にどれだけの費用をかけ、それによつてどの程度の効果があったかを、できる限り定量的に明らかにする環境会計を導入する。</p>	<p>14</p> <p>・試験的導入</p>	<p>15</p> <p>・本格導入</p>	<p>16</p> <p>17</p> <p>18</p>
<p>改革指標・目標数値</p> <p>環境保全活動に関する費用対効果の公表</p>	<p>改革効果 (見込み)</p> <p>職員の環境意識・コスト意識の向上 情報提供の充実</p>		

(4) ITの活用、情報公開の推進

改革事項	企業局における電子県庁化の着実な推進	行動目標	知事部局と歩調を合わせ企業局における電子県庁化を推進する。
(行動計画)		14	15
1	顧客・県民サービスの向上と事業運営の効率化を図るため、企業局における電子県庁化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ☆システム基盤の整備 ・通信回線高度化(本庁・出先間光ファイバー化) ・パソコンの整備(1人1台) 	17
2	ITを活用した情報公開、広聴広報を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ☆システム導入の準備・検討 ・文書管理 ・登録関連 ・公共事業情報 ・情報公開支援 ・電子申請 ・旅費 ・給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの順次稼働
改革指標・目標数値	改革効果(見込み)		
システムの稼働に伴い			
H12比	H12比		
・時間外勤務	H17 10%縮減		
・旅費	H17 10%削減		
・紙の使用量	H17 40%削減		
ホームページの開設に伴い	H17 18		
H12比	人件費及び事務費 △32百万円		
・アクセス件数	情報提供の充実		
H15	54,000件(倍増)		
・情報量	H15 120ページ(倍増)		
H15			